

総合版

# 万引防止アクション・プログラム

vol. 1



北海道万引防止ウィーブネットワーク

北海道警察



## はじめに

万引きは初発型の犯罪と言われており、社会的・経済的な問題であることに止まらず、これを放置することで再犯を繰り返すなど、エスカレートし、将来的には凶悪犯罪を犯す可能性もあると言われています。

このため、長年にわたり全国各地で多様な万引防止対策が行われてきました。

北海道万引防止ウィーブネットワークの視点は、「企業倫理」、「規範意識」、「環境づくり」、「全件届出」の4つで、これまでにない取り組みとして全国から注目されているところです。

特に「警察への万引きの全件届出」については、各店舗が万引きを犯した人に統一的な対応を行うことによって規範に目覚めさせ、万引きは犯罪であるということを認識していただき、「再犯しない・させない社会環境の整備」を目指すという趣旨で、平成19年6月、道民に対して宣言しました。

しかし、私たちの一人よがりな取り組みでは目的を達成できません。

そのためには、道民の一人ひとりが万引防止対策に関心を持ち、自分たちの生活に関わる身近な問題、あるいは平穏な道民生活の確保に関わる公益性のある問題として再認識し、全道の小売店の一致した取り組みに発展させることが何より大切です。

こうした考えに立って、万引きに対する皆さまのご理解を深めていただくために、この冊子を作りました。

北海道万引防止ウィーブネットワークが、不幸な犯罪者を生まない社会環境の整備に向けて、道民に力強いメッセージを発信することができる団体となれるよう、皆さまのご協力とご理解を願ってやみません。

平成20年12月

北海道万引防止ウィーブネットワーク  
会 長 松 長 正 三

# 万引犯罪を防止し 不幸な犯罪者を生まないために

北海道万引防止ウィーブネットワークの視点は、次の4点です。

企業倫理  
規範意識  
環境づくり  
全件届出



ACTION PROGRAM vol.1

## CONTENTS

はじめに . . . . . 1

万引防止と企業倫理 . . . 3

◆北海道大学大学院文学研究科

教授 新田 孝彦

社会化と規範意識 . . . . . 5

◆北海道大学大学院文学研究科

教授 宇都宮 輝夫

万引きさせない  
環境(店)づくり . . . 7

◆万引きさせない店づくりの環境要素

◆来店客に対する声かけで万引防止

◆万引きさせない店づくりのコンセプト

◆店内チェックで万引防止

万引全件届出の徹底 . . . 12

◆警察への万引全件届出の徹底

◆万引きの手口と対応要領

◆万引犯人の対応要領

◆事件処理と司法システムの相関

◆警察への通報マニュアル（警察署一覧）

未来を担う若者へ . . . . . 18

◆NPO法人 全国万引犯罪防止機構

普及推進委員 中村 有希

刑事・民事上の万引対策 . . 19

◆松田大剛法律事務所

弁護士 松田 大剛

各種統計資料 . . . . . 21

◆北海道における万引事件の概要

◆「万引きに関するアンケート結果」の概要

◆「万引犯人の実態調査結果」の概要

◆あなたの知らない万引豆知識

# 万引防止と企業倫理

北海道大学大学院文学研究科  
(北海道万引防止ウィブネットワーク顧問)

教授 新田 孝彦



企業の社会貢献活動が評価される時代が到来しています！

## ●企業倫理のはじまり



スーパーの店長をしているA子です。よろしくお願いします。  
先生にお尋ねします。企業が社会的責任を負っているという考え方は、近年言われ始めた流行の考え方なのですか。



よい質問ですね。企業が社会的責任を負っているという考え方は、江戸時代にもありました。近江商人が「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」という言葉を使い始めたのが、そのはじまりだと言われています。

企業は、経営者と従業員だけの閉ざされたシステムではなく、社会のさまざまな関係者と関わりながら経営するオープンなシステムだということですね。社会的責任も、真新しい考え方ではなく、企業を営んでいる以上当然に負う責任と考えるべきなのです。

### 企業の社会的責任（歴史の変遷）

- 江戸時代
  - 三方の利「売り手よし、買い手よし、世間よし」
- 明治時代
  - 浪浪家憲章「常に愛国忠君の意を厚うして、公に報ずることを謹かにすべからず」
- 昭和時代（戦後）
  - 経済同友会「経営者の社会的責任の自覚と実践」
  - 60年代：利潤宣言（機能主義・能力主義）
- 平成時代
  - 企業市民（corporate citizenship）
  - 企業倫理（business ethics）

## ●公的利益を経営視点に置く必要性

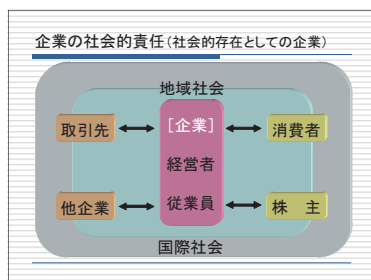


そうなんですか。江戸時代からこのような考え方があったんですね。それでは、利益を追求して経営していくのが企業と一般的には考えられがちですが、企業倫理と企業経営の関係について教えて下さい。

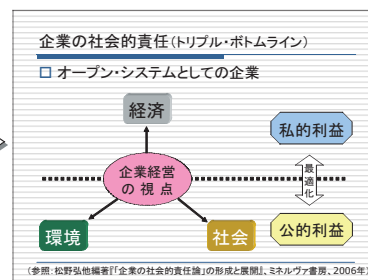


単に利潤を目指した経済活動を通じて社会に貢献するだけでなく、社会や環境に対するより直接的な配慮をすることも、企業経営の本質をなす視点として求められることとなります。市民生活を構成する一員である「企業市民」として、健全な市民社会の発展を経営視点に取り入れること、これが企業倫理の基本になるのです。

現代社会においては、経営の基本ラインは「経済」、「社会」、「環境」の3つだと考えられています。この考え方によれば、私的利益と公的利益を対立させて、どちらが重要か、どちらを優先させるのかというようにとるのではなく、この間にある垣根をできるだけ低くして、私的利益と公的利益の間で最適化を図るのが望ましい企業経営のあり方だ、ということになります。



「企業市民」  
としての役割





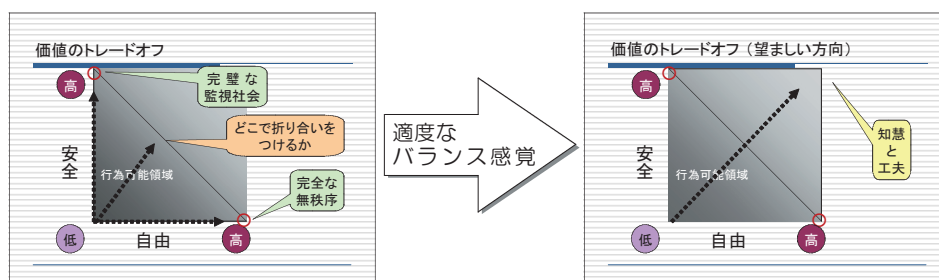
## ●適度な価値のバランス



先生のお話は理解できました。それでは、企業経営から得る私的利益と社会貢献による公的利益のバランスが問題となると思いますが、この点についてもう少し詳しく教えてください。



もちろん、複数の価値を同時に実現することは、決して容易なことではありません。こちらを立てればこちらが立たずという関係をトレードオフの関係と言いますが、たとえば、防犯対策を強めれば強めるほど、ある意味では自由が制限され、コストもかかります。極端に言えば、一方では完璧な監視社会が生み出され、他方では完全な無秩序状態になりかねませんから、どこかで折り合いをつけなければならないことになります。いろいろな智慧と工夫によって、強力な防犯対策をとりながら同時に便利さや自由を失わない、そういう適度なバランス感覚が望まれます。



## ●企業における万引防止対策の位置づけ



私的利益と公的利益の適度なバランスが大切なんですね。万引防止対策は、一般的には警察の仕事と考えがちですが、企業が取り組むことの理由はどこにあるのですか。



現在、万引きを含めた犯罪防止活動を行うことは、必ずしも企業の法的な責任とされているわけではありません。この意味で、万引防止活動に取り組まないからといって、コンプライアンス（法令遵守）に欠けるところがあるとまでは言えません。しかし、「法は倫理の最低限」という言葉があるように、法令の要求する以上のことを自発的・自律的に行うことがまさに企業倫理の趣旨に適ったことなのです。

## ●企業倫理が果たす役割



最後の質問になりますが、企業が企業倫理として万引防止対策に取り組むことの意義・役割について教えてください。本日、先生から伺った話を会社に持ち帰って社員教育に活用したいと思います。



企業が万引防止に取り組むことは、第一に企業市民として社会的責任を果たすという意義が認められますし、第二に各種利害関係者のうち、この場合には出資者などの利益を保護することになります。また、第三に犯罪機会を減少させることで、環境等次第で犯罪に手を染めやすい人々を犯罪から守ることもなり、第四に多くの企業が「盗んではならない」というメッセージを発することは、社会教育という意味をももつことになります。

現在の日本社会は、こうした企業の社会貢献活動を積極的に評価しうるところまで成熟していると思います。万引防止対策を推進する上で、企業の果たす役割の大きさを自覚することが何よりも大切なことです。

皆様のご健闘をお祈りします。

# 社会化と規範意識

北海道大学大学院文学研究科  
(北海道万引防止ウィーブネットワーク顧問)

教授 宇都宮 輝夫

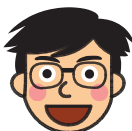


規範が維持される「信頼と連携の社会」を築こう！

## ●社会化のプロセス



コンビニの店長をしているB男です。私の店では万引きが多くて困っています。どのように対応すべきなのか、本日は先生のお話を伺いにきました。万引犯人に対応する上で大切なことは何ですか。



最初に基礎的なこととお話しします。子どもが社会のメンバーとして成長していく過程を社会化と言います。社会化を担うのは、通常は最も親密な関係にある親ですが、第二次的には周囲にいてその子に関わるすべての人です。

規範意識を身につけるのは、社会化の基本です。例えて説明します。幼児が砂場でよその子と一緒に遊んでいたとします。面白くないことがあって、よその子の頭をプラスチックのシャベルで叩きました。すると当然母親は、その子を叱ります。その子の認識は、「よその子を叩いたらママが叱った」となります。次の日も、その次の日も、そのまた次の日も同じことを繰り返したところ、母親は常に同じような行動をとりました。子どもの認識は一般化されて、「シャベルでよその子を叩くと、ママは叱る」となります。

ところが、父親と砂場に行き同じことをしたら、父親は子どものしたことだからと笑って済ました。すると、子どもは自分のした行為の善悪の判断が揺らぐことになります。

「いつでも、誰でもが、同じことを教える」という状況が揺るぎない規範意識を形成するのです。逆に一人の人間が、その都度、違うことを教えるとか、多くの人がそれぞれ違うことを教えるような社会では、規範は形成されないということになります。

社会化のプロセス＝規範意識の形成過程



いつでも同じことを...



誰もが同じことを...

## ●規範意識の再認識



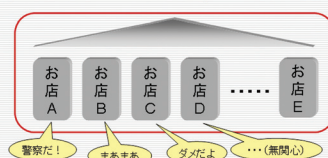
なるほど、誰もが同じように対応することが重要なんですね。しかし、私たち一般市民にとって、規範意識という言葉は、曖昧な感じがしますし、つい忘れがちです。規範意識の大切さや考え方について教えてもらえませんか。



人間が社会化されるということは、社会的に共有されている価値観や規範意識を自分も持つようになるということです。しかし、それらは意識の内容ですから、時とともに徐々に記憶から薄れ、意識から失われてしまうことになります。それらを目に見え、耳で聞こえる形に表現して、再認識することによって改めて意識の内に強化されるのです。

万引きに対する社会の対応が学校、家庭、警察、地域等のセクターごとに違っていると、子どもは一貫した規範を学べないし、社会の中で規範自体が不安定になってしまいます。

対応がまちまちなら、何が規範なのか学ばうがない

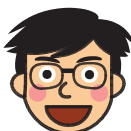


それぞれ違ったことを

## ●万引犯人の対応のあり方

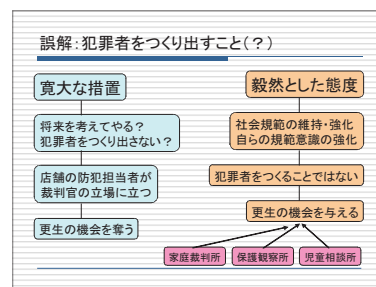


規範意識に基づく統一の対応の考え方について理解することができました。しかし逆に言えば、犯罪者を生み出すことになるのではと、疑問をもっているのですが、この辺の考え方について教えて下さい。



万引犯人を捕まえて「警察に突き出す」ということは、「犯罪者をつくりだす」ことであり、そうした人たちの、とりわけ少年たちの将来を考えれば、「大目に見る措置」の方が望ましいのではないかと、いう考え方もあり得ます。しかし、こうした考え方は、実は企業が裁判官の立場に立つことを意味しているのです。

万引きが見過ごしにされることによって、社会規範そのものが客観的に損なわれるだけでなく、逸脱者本人の規範意識も同様に損なわれることとなります。小さな逸脱の段階で、社会全体が明確に反作用するならば、本人の規範意識は、確実に覚せいされることとなります。規範の建設的な覚せいのためには、警察や検察庁、家庭裁判所、保護司、あるいは児童相談所等、しかるべき組織・機関が少年たちの将来に配慮しながら尽くしてくれます。



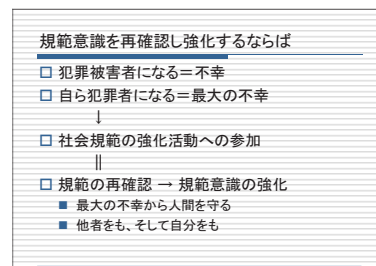
## ●犯罪者になることは不幸なこと



分かりました。  
それでは私たち企業が規範意識の再認識という考えに賛同して、万引防止対策に取り組むことによって、将来的にどんな効果が期待できるのですか。



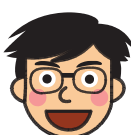
犯罪の被害者になることは、もちろん不幸なことです。しかし、自らが犯罪者になることは、それとは別の意味でもっと不幸なことです。社会規範の再認識に加わらないことは、規範の重要性を否定することになり、規範を弱体化します。しかし、弱体化するのは他人の規範意識、そして社会一般の規範意識だけでなく、自らの規範意識も弱体化していくこととなります。逆に社会規範の強化行為に参加することは、規範意識を自ら再認識し規範意識を強化することにつながります。これは自らを犯罪者になることから守ってくれるということになるのです。真の犯罪者を生まない取り組みが万引防止対策と言えるでしょう。



## ●社会化のプロセス



現代の社会は、人々の思考様式・価値観・行動様式がずいぶん多様化してきているように思われます。私たちのやろうとしている万引防止運動は、時代に逆行する取締強化になりませんか。



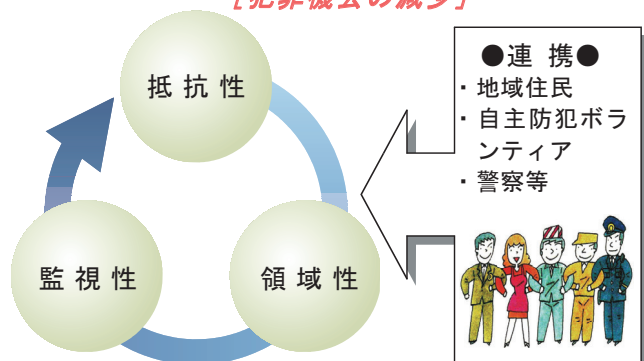
他者の多様性の尊重と、反社会的行為の黙認とはまったく異なります。それは、多様な価値観をもつことと、規範を身につけずに欲望のままに振る舞うことがまったく異なるのと同じです。万引防止運動は、人が社会の中で生きていく上で最低限守っていかなければならないことをしっかりと伝えようとしているだけです。確かに万引きは殺人のような凶悪犯罪ではありません。しかし道内でも、万引きを見つかって逃げようとした結果、最後には人をあやめる事件が起きています。こうした不幸を起こさせないためにも、万引自体を防ぐ必要があるでしょう。

# 万引きさせない店づくりの環境要素

3つの要素が融合することで万引きさせない店空間を創設します！

## 犯犯環境設計のイメージ

### 〔犯罪機会の減少〕



#### 1 抵抗性

抵抗性とは、犯罪者から加わる力を押し返そうとすることであり、ハード面の恒常性とソフト面の管理意識があります。

#### 2 領域性

領域性とは、犯罪者の力が及ばない範囲を明確にすることであり、ハード面の区画性とソフト面の縄張り意識があります。

#### 3 監視性

監視性とは、犯罪者の行動を把握できることであり、ハード面の視認性とソフト面の当事者意識があります。

「連携」を除いた「抵抗性」、「領域性」、「監視性」は、「犯罪に強い3要素」とも呼ばれています。

万引きの増減が起こったときに、その要因をこの3要素に当てはめると、より明確で妥当性のある分析ができます。また、そのような分析をしておかないと問題の根本解決には至りません。

例えば、商品管理システムを導入した店舗で、1年間はロスが下がったが、導入した店長が異動になったあとロスが悪化しはじめた。店長の異動がロスの原因？このような結果論だと対策が打てません。その間のプロセスを「抵抗性」、「領域性」、「監視性」の3要素に分解してみることで、本当の原因を正確に掴むことができます。

### 〔犯罪に強い3要素〕

|               | 標 的                                     | 場 所 (領域)                                |                                   |
|---------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|
| 犯罪に強い要素・必要な要素 | ● <u>抵抗性</u><br>・・・犯罪者から加わる力を押し返そうとすること | ● <u>領域性</u><br>・・・犯罪者の力が及ばない範囲を明確にすること | ● <u>監視性</u><br>・・・犯罪者の行動を把握できること |
|               | 恒常性<br>・・・一定不変なこと                       | 区画性<br>・・・区切られていること                     | 視認性(無死角性)<br>・・・見通しがきかない場所がないこと   |
|               | 管理意識<br>・・・望ましい状態を維持しようと思うこと            | 縄張り意識<br>・・・侵入は許さないと思うこと                | 当事者意識<br>・・・自分自身の問題としてとらえること      |

上記が犯罪に強い要素であり、抵抗性と領域性と監視性が高ければ高いほど犯罪機会は少なくなります。ここで重要なことは、犯罪に強い状況はハードな要素とソフトな要素の相乗効果で作り出されるということです。

#### ●抵抗性

抵抗性を高める工夫は、感知タグの取付徹底、整理整頓(盗まれたら空きができるので早く発見できる)、従業員の配置強化をしたりしたら標的が強固になり恒常性が高まります。

もっとも、ハード面で恒常性を高めても、ソフト面での管理意識が低ければ、抵抗性が高いとはいえません。

#### ●領域性

犯罪者は、物理的・心理的なバリア(障壁)によって領域性を高められた場所へは、接近を躊躇・断念する可能性が高くなります。ハード的には、「試着室への商品持込みは2点まで」などの店舗ルールを知らせることです。ですがソフト面である人的な活動の必要性(縄張り意識)がなければ、ルールの無視が放置されることになります。

#### ●監視性

犯罪者は、視線を遮る物がなく、監視の目が光っている場所では犯行を躊躇・断念する可能性が高くなります。ハード面の視認性の例としては、棚の高さを低くすること、店内の死角に防犯カメラやミラーを設置することなどです。しかし、不審者を見つけても無関係であったり警戒心を持たないと被害は拡大します。

出典：「万引防止実践講座テキスト(NPO法人 全国万引犯罪防止機構)」

※平成17年6月、日本EAS機器協議会通常総会での立正大学 小宮信夫教授の講演より



# 来店客に対する声かけで万引防止

犯人は、「顔を見られ」、「声をかけられ」、「自分を認識される」ことで犯行意欲が減退します。

## [店員による声かけパターン]

声かけは接客サービスであるとともに、万引きをしようとしている犯人に対し、「見られている」という心理的な抑止効果を働かせます。

### 【来店客の行動パターン】

- 来店客を見かけたら
- 商品を見ていたら
- 目的が定かでなく長時間滞在していたら
- 集団で商品を取り囲んでいたら
- 商品を手に持ったまま移動していたら
- トイレに未精算の商品を持ち込んだら
- 専用カゴ以外のバッグを持っていたら

### 【声かけ要領】

いらっしゃいませ  
何かお探ですか  
何かございましたら、  
遠慮なくお申し付けください。  
他のお客様にご迷惑になりますので、  
通路をお開けください。  
ご精算でしょうか。  
レジはあちらになります。  
精算前の商品をトイレに持ち込まないよう、  
ご協力をお願いします。  
お手数ですが、当店では専用カゴをご利用ください。

## [店内アナウンス・パターン]

店内放送は、一度に多数の来店客に「声かけ」が行え、効果的に万引きを防ぐことができます。  
繰り返し行うことにより、万引きをさせない店内環境を醸成することができます。

### Pattern 1

〇〇からお客様にお知らせ致します。  
当店では、お客様にお買い物を楽しんでいただくために、店員がお客様一人ひとりに声をかけしております。ご用の節は、お気軽にお申し付けください。

### Pattern 2

北海道万引防止ウィーブネットワークからのお知らせです。  
万引きをしない、させない、見逃さない、万引きは犯罪です。万引きを放置することは、店舗だけでなく、社会全体の秩序の乱れにつながります。皆さまの街、皆さまが利用するお店が、安全で安心なエリアとなれるよう、ご協力をお願い致します。

### Pattern 3

〇〇からお客様をお願い致します。  
万引きをしない、させない、見逃さないが当店の考えです。万引きくらいと思う風潮が社会の秩序を乱すことにつながります。当店が安全・安心の快適空間であり続けるために、従業員一同努力してまいります。皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

## [エコバッグ使用の際のルールを普及しましょう!]

資源を大量に捨てる現代社会。地球温暖化や自然破壊など環境問題の大きな原因にもなっています。北海道が3R(物を減らす「リデュース」、何度も使う「リユース」、再生させて使う「リサイクル」)の先進地となれるよう、小売業界ではレジ袋削減に取り組み、エコバッグが急速に普及しつつある現状です。

この取り組みの背景では、エコバッグを利用した万引きが懸念されています。来店客に対してエコバッグの使用方法を周知し、一定のルールづくりについて、理解を得ましょう。



### ○店内でエコバッグを広げ、手に持って買い物している来店客がいたら

声 かけ

申し訳ございませんが、当店の専用カゴをご使用ください。  
エコバッグはレジを通過後にご利用願います。

店内放送

当店からエコバッグ使用のお客様をお願い申し上げます。  
お客様が安心して楽しいお買い物をしていただけますよう、お買い物中は当店専用カゴをご使用され、エコバッグはレジを通過後に  
ご使用いただきますようお願い申し上げます。



# 万引きさせない店

万引被害を防止するためには、万引きさせない

## インク式タグ

無理に外そうとすると染料が飛び出し商品を汚してしまうため、万引きそのものを無意味にしてしまいます。



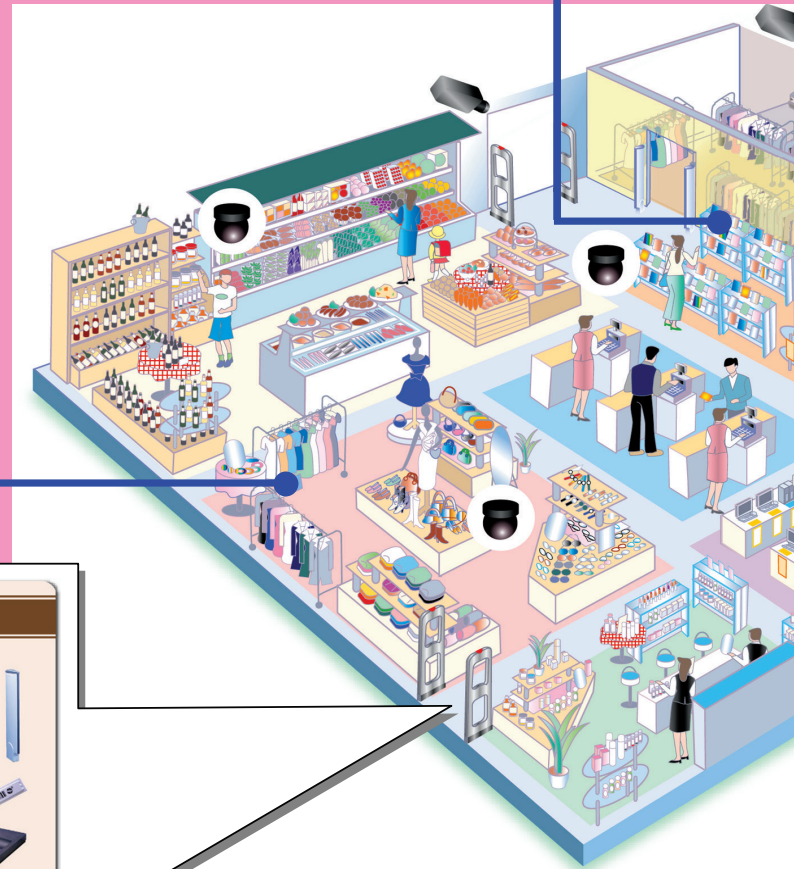
## 消去式ラベル

商品に直接貼り付けられるシール式タグ、商品の説明文、仕様等を隠さないコンパクトタイプです。



## 回収式タグ

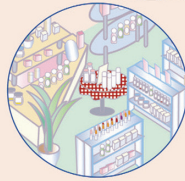
レジで回収し再利用可能、高い鋼性もちペンチ等を使用した悪質犯罪にも対抗できます。



例えば、こんな店舗に適したシステムとは…

### ● ex-1)ドラッグストアの場合 ●

- ご希望は…
- 入口を狭めたくない
  - 小さな商品にもタグ付けしたい etc.



ゲートは 「ウルトラポスト」  
+  
タグは 「DRラベル」  
+  
消去機は 「パワーパッド」



### ● ex-2)アパレルの場合 ●

- ご希望は…
- 店舗の美観を損ねたくない
  - 商品に応じてタグを使い分けたい etc.



ゲートは 「ウルトラエグジット」  
+  
タグは 「スーパータグ」  
+  
消去機は 「ハンドデタッチャー」



### ● ex-3)家電・ホームセンターの場合 ●

- ご希望は…
- 広い間口に対応できるゲートがいい
  - 高額商品のセキュリティをより強化したい etc.



ゲートは 「デジタルプロマックス」  
+  
タグは 「自鳴式ウルトラコンボタグ」  
+  
消去機は 「ハンディキャンセラー」



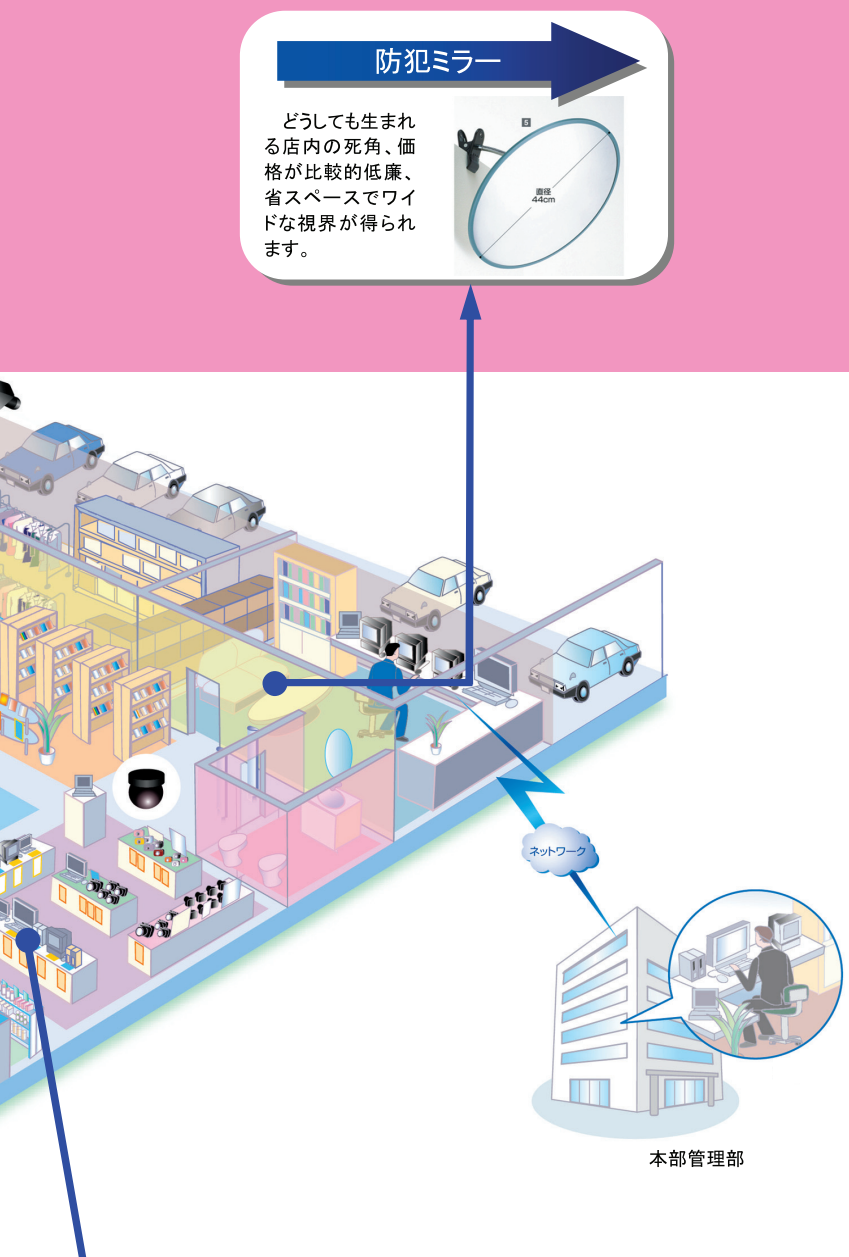
## ディスプレイキーパー

電化製品などの盗難防止に最適、商品から外されたり、切られたりするとブザーが鳴動します。



# づくりのコンセプト

店内環境を整備することが重要です！



## 商品別防犯機器

衣料品、カバン、化粧品、CD、本等

### ● タグシステム

特殊なタグを商品に付けたままゲートアンテナを越えて店外に出ると発報するシステム

- ① 消去式ラベル  
商品に直接貼り付けられるシール式タグ、商品に貼付しレジで精算する際にタグ機能を消去
- ② 回収式タグ  
商品に貼付したりピンでとめたりする方式のタグ、レジで回収し再利用可能
- ③ 自鳴式タグ  
商品に紐を通して装着、紐を切ったりするとタグ自体が発報
- ④ セキュリティーケース  
CD、DVD等のケースで、ロック付きケース内にタグを内蔵、中身の持ち出しや店外への持ち出しが困難
- ⑤ インクタグ  
ゲートの設置が難しい場合、不正に取ろうとするとインクが散乱

小型家電商品等

### ● センサーケーブル式警報機

陳列商品を電子ケーブルで仮止めして、商品の把握性を確保するシステム、ケーブルを切断すると警報音が発報

### ● 鍵付きショーケース

腕時計等の比較的高価な商品は、鍵付ショーケースにディスプレイするなどの工夫を行い、来店客からの申し出の都度、店員が対応

## 万引きさせない店づくりのソフト

### 1 来店客の動線を考慮したレイアウト

来店客がレジコーナーなど店員が配置されている場所を通過しなければ、店外に出ることができないような売場のレイアウトにしましょう。

### 2 高照度の照明の設置

暗い売場は視認性が悪く、万引きなどの犯罪を誘発する要因となるほか、来店客に不安を抱かせる可能性もあります。

### 3 被害防止に配慮した商品の陳列

死角となる場所への商品陳列はできるだけ避けます。高額商品、人気商品、売れ筋商品、万引被害の多い商品はどは、外装のみや店員の常駐するレジなどに陳列しましょう。

### 4 売場の視認性の確保

販売促進を重要視するあまり、売場の視認性を低下させる売場のレイアウトは、万引きを誘発させる要因となります。

#### [視認性の確保対策]

- レジコーナーは、売場全体を見通せる位置に設置する。
- 陳列棚は、来店客が見通せる高さとする(他県では約140cm以下が目安)。
- 視認性を妨げる物を置かない。

出典: 高千穂交易株式会社  
株式会社店研創意

万引きさせない  
環境(店)づくり

# 店内チェックで万引防止

日頃から店内環境、従業員の動向等をチェックすることで万引きの発生を抑止できます。



## 店内の見通し

良 否

- |                                                           |                          |                          |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> レジから見て、棚と棚の間の通路が見通せるか。           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 通路に見通しを妨げる障害物が置かれていないか。          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 棚の高さが概ね1.4メートル以下で、来店客の動向を把握できるか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 試着室がレジから見通せる位置に設置されているか。         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



## 防犯設備

良 否

- |                                                            |                          |                          |
|------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 死角になるエリアに防犯カメラ・防犯ミラーが設置されているか。    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 防犯カメラ・防犯ミラーの向きが適切であるか。            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 防犯カメラと録画機器が適切に作動しているか。            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 高額商品や換金されやすい商品に防犯タグが取り付けられているか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 防犯機器設置の表示が来店客の目につきやすい場所に設置されているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



## 従業員の配置

良 否

- |                                                                                                                                        |                          |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 従業員に対し、万引防止教育を行っているか。                                                                                         | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ( <input type="checkbox"/> 声かけ、 <input type="checkbox"/> 店内放送、 <input type="checkbox"/> 防犯設備、 <input type="checkbox"/> 従業員同士・警備員との連携 ) |                          |                          |
| <input type="checkbox"/> 従業員に対し、万引犯人の対応要領を教育しているか。                                                                                     | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 売り場を巡回(商品管理等を含む。)する従業員が配置されているか。                                                                              | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 制服または私服警備員を配置しているか。                                                                                           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



## 店舗運営

良 否

- |                                                         |                          |                          |
|---------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 来店客に「いらっしゃいませ」等の声かけを積極的にしているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 店内放送で万引防止を呼びかけているか。            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 店内専用カゴを配置し利用を促しているか。           | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> エコバッグの使用方法を店内放送、ポスター等で広報しているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 試着室利用客に対応する従業員を確保しているか。        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 警察への通報体制(役割分担・電話番号等)が確立されているか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

万引防止のためには、恒常的な店内マネジメントと従業員教育が重要です。  
店舗責任者は、上記「チェック表」を活用され、不備が認められた点を改善して来店客が安全で安心して買い物ができる快適な店づくりに努めてください。

# 警察への万引全件届出の徹底

統一的対応による万引犯罪の抑止と再犯防止を目指して！

私たちは、万引犯罪に対峙する毅然とした意思を表明するため、平成19年6月20日、道民に対して、「万引全件届出宣言」を実施しました。この宣言は全件届出を実現化して、警察・検察庁・裁判所・児童相談所等の司法システムの各段階で、訓戒・注意等感銘力のある措置を講じることによって規範意識を醸成し、将来的な再犯を防止することで、真の犯罪者を生まないという決意を表明したものです。

万 引 犯 人 を 発 見

警 察 へ の 万 引 全 件 届 出

感銘力のある訓戒・措置

(警察、検察庁、裁判所、児童相談所等)

真の犯罪者を生まない社会環境の実現



会長による万引全件届出宣言



ポスター(万引全件届出宣言)

万引全件届出の徹底

## ●万引事件処理の迅速・効率化●

平成18年11月、「万引防止と企業倫理」をテーマとしたシンポジウムにおいて、各界からの有識者によるパネルディスカッションが行われ、小売業界側から「事件処理が煩雑で、時間がかかり過ぎる」との意見が出されました。

この意見に対して、警察側から早急に改善するとの発言があり、平成19年6月から

- 可能な限り警察官が被害店舗に赴き、事件処理する
- 軽微な事件に限っては、店舗管理者から委任された警備員又は従業員が書類を作成できる

※警察官から委任されていることを確認されるので、事前に委任状等を取り交わしておいてください。

という届出時の被害店舗側の負担軽減を図る取り組みがスタートしています。



### 事件処理手続きの流れ

万引犯人を確保

通 報

警察官が店舗に赴き事情聴取

判 断

- ① 一般的な手続き
- ② 簡易な手続き

※手続きはその都度警察官が説明します。



# 万引きの手口と対応要領

万引きの手口を知ること、捜査手続きの円滑化を図り無用のトラブルを防止します！

## 形態

## 対応要領

単

独

### 衣服・バッグに隠匿

万引きは、衣服のポケットや懐に隠匿する手口が多くを占めています。棚の陰やレジから見通しの悪い場所で、従業員に見つからないように密かに万引きします。



万引商品を衣服のポケットやバッグに確実に隠匿したことを現認することが大切！

### レジ抜け

万引きしたところを見られたとしても、お構いなしに、堂々とレジを通らず店から出て行く手口です。この手口はコンビニで多く見られ、「カゴダッシュ」とも言われています。



犯人は、モラルやコンプライアンスの精神を持ち合わせていないため、声かけする際は、無理な追跡はしない。犯人特徴や逃走手段を確認し、記録化する！

### 試着室での隠匿・着衣

買い物客を装って、棚から多数の衣類を試着室に持ち込み、そのうちの一部をバッグ等に隠匿したり、試着したまま店舗から出て行く手口です。



試着室に持ち込んだ衣類の特徴把握や試着室内の値札等の放置にも注意する！

複

数

### 取り囲んで隠匿

複数人で目的物を外周から見えないように取り囲み、あるいは見張りや遮蔽、実行と役割分担して万引きする手口です。従業員が万引きを発見しても、接近を妨害して逃走する場合があります。



複数犯には複数の従業員が対応することが原則です。犯人をそれぞれ分離して事情聴取することが重要です。同一場所に対応すると収集がつかず、万引商品は直ぐに隠匿されてしまいます！

### その他

上記単独手口については、複数で実行する場合があります。

工

作

### 値札外し・貼り替え

万引きした商品の値札を外し、商品であることを隠匿したり、他の商品の値札と取り替え、正規の値段より割安で購入する手口です。



犯人が言い逃れしやすい手口ですので、値札外しは外した値札を、貼り替えも元々付いていた商品を確実に把握することが重要です！

### タグ外し

高額商品や換金されやすい商品に取り付けられているタグを強引に、あるいは破壊して取り外し、衣服やバッグに隠匿して感知ゲートを何食わぬ顔で通り抜け、万引きする手口です。



万引現場を現認することはもちろんですが、外されたタグを発見することも重要なポイントとなります！

### 感知ブロック

売場出入口付近に設置されているタグの感知ゲートが反応しないように、タグが取り付けられている商品に遮蔽物を挟み、ゲートを通過して万引きする手口です。



遮蔽物を予め準備・隠匿しているので、現認が大切です！

## ルールの徹底

万引防止や買物ルールの徹底を図るためには、定期的な店内放送を行うとともに、見えやすい適切な場所に必要事項を掲示(ポスター等)するなど、万引きがしにくい店舗であることを明示し、抑止効果を高めることが大切です。また、声かけをしたときに、「疑われた」といったトラブル防止にも効果的です。

ルール違反、不審と思われる来店客に声をかけること自体は、人権侵害や名誉毀損になることはありません。しかし、そのときの言葉遣いや態度によって、「疑われた」と受け取られると、人権侵害や名誉毀損としてトラブルになるおそれがあることに留意し、慎重に対応することが必要です。



# 万引犯人の対応要領

万引処理を円滑に行うには、声かけと警察官が臨場するまでの対応が決め手となります！

万引発見

声をかける

事情を聴く

警察に通報

## 対応要領

声  
か  
け  
と  
同  
行  
時

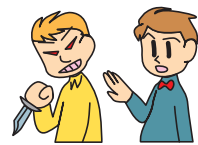
### 声かけの場所

万引行為にかかわる声かけは店外などで行います。ただし、すり、置き引き及びしゅう恥行為は、その現場を押さえて行います。



### 受傷事故防止

目を離した隙や振り向きざまに殴られるなどの暴行を受けないよう、相手から目を離さず、相手との間合いを十分にとり、穏やかに声をかけましょう。



### 身分提示

声かけは、必ず自分の身分を明らかにし、状況によっては身分証明書等を提示して、店舗運営にかかわる立場にあることを明らかにしましょう。



### 言葉遣い

声かけは、一般客に接するような平時の言葉使いをしましょう。

例：「店員の〇〇と申します。恐れ入りますが、精算がお済みでない商品はありませんか。」

「従業員の〇〇と申します。お急ぎのところ恐縮ですが、精算忘れの商品はありませんか。」等



### 人権の配慮

相手の立場を考慮して、極力他人の目に触れさせない場所とタイミングをみて声をかけましょう。



万引全件届出の徹底

事  
情  
聴  
取

### 同行場所

同行場所は、凶器となりうる物がなく、相手のプライバシーが保護される静かで落ち着いた雰囲気のある部屋で行いましょう。



### 警察への通報

従業員による事情聴取が長時間にわたると、不当な取扱いを受けたようにとられる場合があるので、遅滞することなく警察に通報しましょう。



### 事情聴取の方法

相手の身分関係(住所、氏名等)はあくまでも参考程度に聴取し、理由の如何を問わず強制的に聴取したり、余罪追及をしてはいけません。



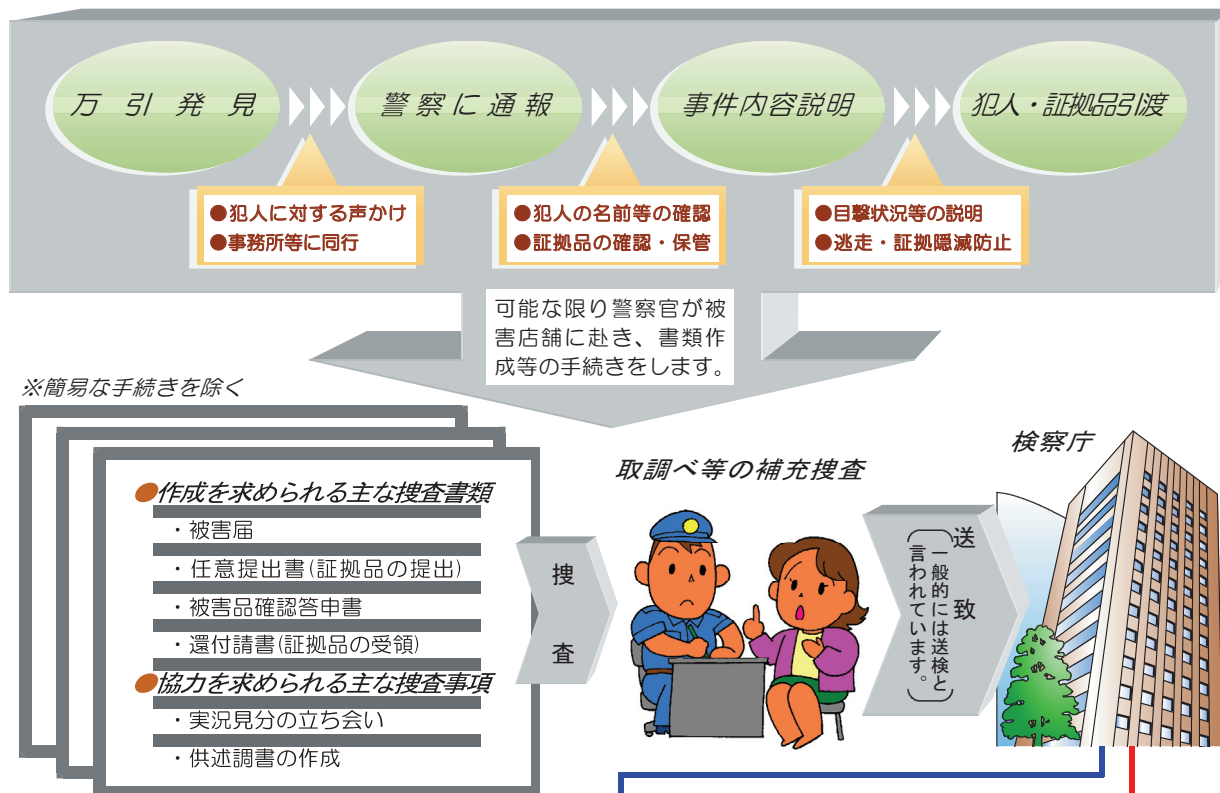
### 所持品の取扱い

捜査権がないので強制的に所持品を勝手に調べたり、万引きした商品を取り上げてはいけません。ただし、万引きした商品や凶器類を一時的に預かることは許されています。

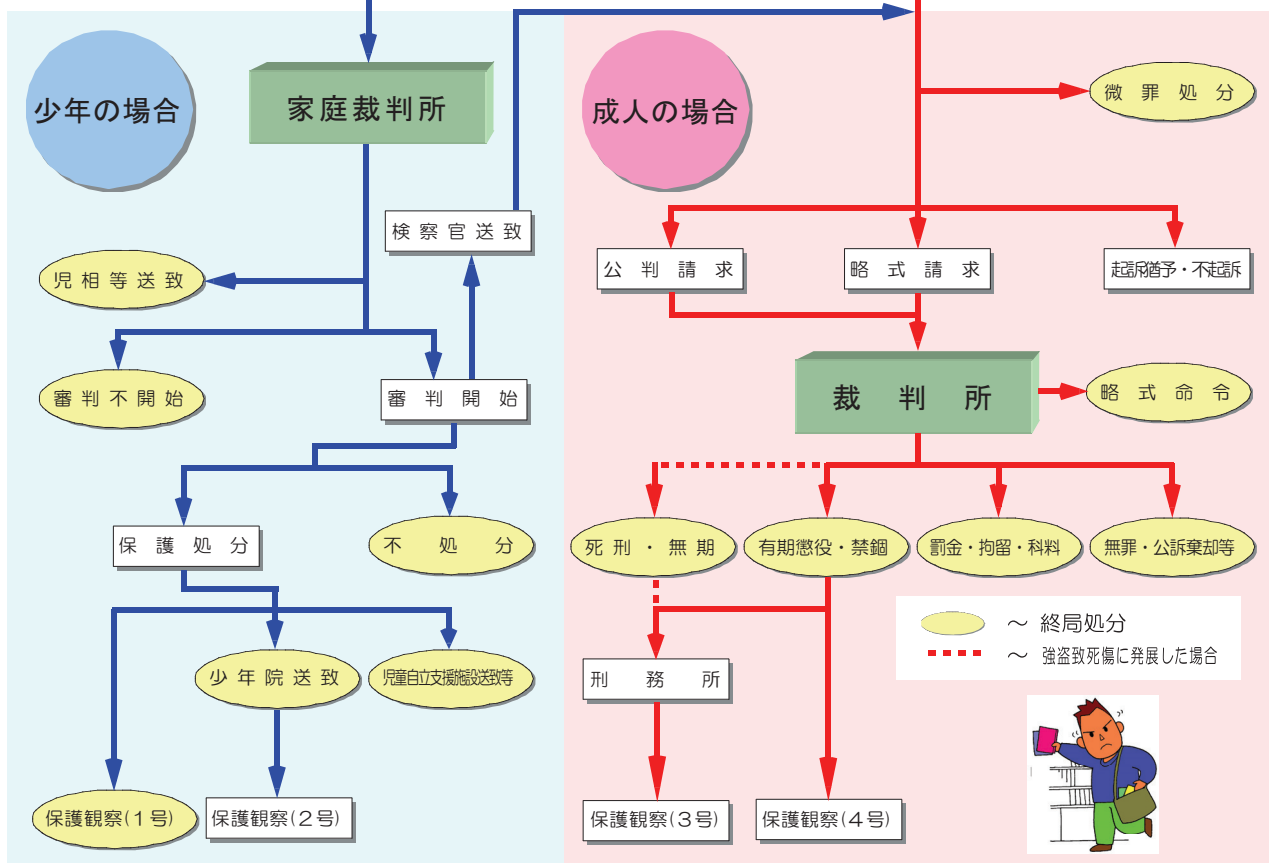


# 事件処理と司法システムの相関

司法システムの流れを知ること、事件処理手続きの重要性を確認することができます！



## 送致後の処分の流れ





# 警察への通報マニュアル



万引犯人を捕まえた場合等は、落ち着いて、次の事項を110番または最寄りの警察署・交番へ通報してください。

※この通報マニュアルを事務室に掲示するなどしてご活用ください。

管轄警察署  
交番  
連絡先(Tel)

警察署

連絡先(Tel)

交番

連絡先(Tel)

1

## ●いつ・何があったのか・被害は●

- ①発生時間は  
②何があったのか

午前・後 時 分 ころ

- ・万引犯人を確保している ・万引犯人に殴られた  
・万引犯人に逃げられた

- ③被害品は何か

- ④負傷者はいるのか

2

## ●どこで●

- ⑤住所は 市・区・町・村 町 丁目 番 号  
⑥建物（ビル）名称・店名名称・階数

3

## ●犯人の人定事項・年齢・人数●

- ⑦犯人を確保していれば名前・年齢・人数等

住所

氏名

( 歳 ) ほか 名

- ⑧逃走している犯人の特徴

年齢～ 、身長～ 、体格～  
服装～ 、持ち物～  
逃走手段（徒歩、自転車、車、その他）、逃走方向～

4

## ●通報者●

- ⑨通報者 氏名 Tel

- ⑩店舗との関係 ・店舗責任者 ・従業員 ・警備員 ・客 ・その他

### 深追いは絶対にやめましょう！

万引犯人は、警察や家族への通報を恐れて反撃したり、振り切って逃走しようとする場合があります。原則として複数で対応し、動静には十分注意しましょう。  
また、逃走する犯人に対しては、犯人特徴の把握に努め、深追いは絶対にやめましょう。



# 北海道警察各警察署住所・電話番号一覧

## 【札幌方面】

### 中 央

〒060-0001  
札幌市中央区北1条西5丁目4  
(011) 242-0110

### 東

〒065-0016  
札幌市東区北16条東1丁目3-15  
(011) 704-0110

### 西

〒063-0032  
札幌市西区西野2条5丁目3-60  
(011) 666-0110

### 南

〒064-0929  
札幌市中央区南29条西11丁目1  
(011) 552-0110

### 北

〒001-0024  
札幌市北区北24条西8丁目2-20  
(011) 727-0110

### 白 石

〒003-0803  
札幌市菊水3条5丁目4-2  
(011) 814-0110

### 豊 平

〒062-0907  
札幌市豊平7条13丁目1-15  
(011) 813-0110

### 厚 別

〒004-0052  
札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5-20  
(011) 896-0110

### 手 稲

〒006-0011  
札幌市手稲区富丘1条4丁目3-1  
(011) 686-0110

### 江 別

〒067-0073  
江別市弥生町23  
(011) 382-0110

### 千 歳

〒066-0042  
千歳市東雲町5丁目61  
(0123) 42-0110

### 岩見沢

〒068-0010  
岩見沢市10条東2丁目1  
(0126) 22-0110

### 栗 山

〒069-1513  
夕張郡栗山町朝日3丁目115-11  
(01237) 2-0110

### 夕 張

〒068-0405  
夕張市旭町4  
(01235) 2-0110

### 三 笠

〒068-2153  
三笠市幸町4  
(01267) 2-8110

### 美 唄

〒072-0002  
美唄市東1条北7丁目1-1  
(0126) 63-0110

### 砂 川

〒073-0132  
砂川市東2条南5丁目1  
(0125) 54-0110

### 滝 川

〒073-0023  
滝川市緑町1丁目1-12  
(0125) 24-0110

### 赤 歌

〒079-1142  
赤平市東大町3丁目2  
(0125) 32-0110

### 芦 別

〒075-0031  
芦別市南1条東2丁目12-12  
(0124) 22-0110

### 小 樽

〒047-0033  
小樽市富岡1丁目7-1  
(0134) 27-0110

### 余 市

〒046-0015  
余市郡余市町朝日町27  
(0135) 22-0110

### 倶知安

〒044-0011  
虻田郡倶知安町南1条東2丁目  
(0136) 22-0110

### 岩 内

〒045-0013  
岩内郡岩内町字高台5  
(0135) 62-0110

### 伊 達

〒052-0031  
伊達市館山町10-22  
(0142) 22-0110

### 室 蘭

〒050-0083  
室蘭市東町4丁目27-10  
(0143) 46-0110

### 苫小牧

〒053-0018  
苫小牧市旭町3丁目5-12  
(0144) 35-0110

### 門 別

〒055-0004  
沙流郡日高町富川東1丁目4-1  
(01456) 2-0110

### 静 内

〒056-0014  
日高郡新ひだか町静内古川町1-3-22  
(0146) 43-0110

### 浦 河

〒057-0024  
浦河郡浦河町築地2丁目2-4  
(0146) 22-0110

## 【函館方面】

### 函館中央

〒040-0001  
函館市五稜郭町15-5  
(0138) 54-0110

### 函館西

〒040-0061  
函館市海岸町11-27  
(0138) 24-0110

### 森

〒049-2311  
茅部郡森町字上台町299-6  
(01374) 2-0110

### 八 雲

〒049-3106  
二世郡八雲町富士見町113  
(0137) 64-2110

### 木古内

〒049-0422  
上磯郡木古内町字本町550-3  
(01392) 2-4110

### 松 前

〒049-1512  
松前郡松前町字福山164  
(01394) 2-3110

### 江 差

〒043-0042  
檜山郡江差町字上野町30  
(0139) 52-0110

### せたな

〒049-4512  
久遠郡せたな町北檜山区徳島4-17  
(0137) 84-6110

### 寿 都

〒048-0406  
寿都郡寿都町字渡島町82  
(0136) 62-2110

## 【旭川方面】

### 旭川中央

〒070-0036  
旭川市6条通10丁目左10号  
(0166) 25-0110

### 旭川東

〒078-8211  
旭川市1条通25丁目487-6  
(0166) 34-0110

### 士 別

〒095-0015  
士別市東5条5丁目1  
(0165) 23-0110

### 名 寄

〒096-0010  
名寄市大通南1丁目2  
(01654) 2-0110

### 美 深

〒098-2205  
中川郡美深町字美深263  
(01656) 2-1110

### 枝 幸

〒098-5807  
枝幸郡枝幸町本町705-2  
(0163) 62-0110

### 稚 内

〒097-0005  
稚内市大黒1丁目6-48  
(0162) 24-0110

### 富良野

〒076-0022  
富良野市若葉町11-1  
(0167) 22-0110

### 深 川

〒074-0005  
深川市5条1-12  
(0164) 23-0110

### 沼 田

〒078-2205  
雨竜郡沼田町北1条6丁目1  
(0164) 35-3110

### 留 萌

〒077-0021  
留萌市高砂町3丁目5-1  
(0164) 42-0110

### 羽 幌

〒078-4104  
苫前郡羽幌町南4条4丁目13  
(0164) 62-1110

### 天 塩

〒098-3303  
天塩郡天塩町新栄通9丁目  
(01632) 2-2110

## 【釧路方面】

### 釧 路

〒085-0018  
釧路市黒金町10丁目5  
(0154) 23-0110

### 厚 岸

〒088-1123  
厚岸郡厚岸町字真栄町3条43-11  
(0153) 52-0110

### 弟子屈

〒088-3211  
川上郡弟子屈町中央2丁目9-28  
(01548) 2-0110

### 根 室

〒087-0009  
根室市弥栄町1丁目17  
(0153) 24-0110

### 中標津

〒086-1105  
標津郡中標津町西5条南1丁目2-4  
(01537) 2-0110

### 池 田

〒083-0023  
中川郡池田町西3条6丁目10-1  
(01557) 2-0110

### 本 別

〒089-3334  
中川郡本別町北1丁目4-20  
(01562) 2-0110

### 帯 広

〒080-0031  
帯広市西1条北1丁目1  
(0155) 25-0110

### 新 得

〒081-0014  
上川郡新得町4条南6丁目1-2  
(0156) 64-0110

### 広 尾

〒089-2624  
広尾郡広尾町並木通東1丁目2-3  
(01558) 2-0110

## 【北見方面】

### 北 見

〒090-0018  
北見市青葉町6-1  
(0157) 24-0110

### 遠 軽

〒099-0404  
紋別郡遠軽町大通北5丁目1-40  
(0158) 42-0110

### 網 走

〒093-0006  
網走市南6条東5丁目1  
(0152) 43-0110

### 美 幌

〒092-0031  
網走郡美幌町字大通南1丁目19  
(0152) 72-0110

### 斜 里

〒099-4113  
斜里郡斜里町本町43-6  
(0152) 23-0110

### 紋 別

〒094-0013  
紋別市南が丘町1丁目5-16  
(0158) 23-0110

### 興 部

〒098-1605  
紋別郡興部町字興部755-3  
(0158) 82-2110

(きりとり)

平成19年犯罪統計によれば、道内で万引きで検挙された犯人のうち、約23パーセントが少年です。この数値は、少年の人口率と比べれば、決して少ないものとは言えません。少年は日本の未来を担う大切な宝であり、少年を健やかに育てていくのは、我々、大人達の重要な役割と言えるのではないのでしょうか。

少年が万引きを犯して捕まった時に、最初に接するのはお店の方や警備員の方になります。ですから、その対応の善し悪しが、万引きをしてしまった少年の更生に大きく影響する場合があります。それ故に、お店関係者の心のこもった対応が非常に大きな役割を果たすことになるのではないのでしょうか。

次にご紹介するのは、以前、カリスマ保安警備員として活躍されたNPO法人全国万引犯罪防止機構普及推進委員の中村有希さんが本誌を作成するに当たり、ご執筆いただいたメッセージです。小売りの現場で活躍されている皆さんが、万引少年を取り扱った際に、このメッセージを参考としてご利用いただければ幸いです。

## 未来を担う若者へのメッセージ！

若者がどうして万引きをしてしまうのか。万引きの防止と取締りを担当する保安員をしてきた経験から言いますと、どうやら遊び感覚でする若者が増えているように感じます。犯罪は、いつかは何らかの形で露顕するもの。それによって、将来を台無しにすることだってあるのです。そのことを、特に若者に肝に銘じて欲しいのです。できれば犯罪に手を染める前にそのことに気づいて欲しいというのが私の願いですが、残念ながら軽い気持ちで万引きをしてしまい、露顕した後で罪を犯したことの重大さに気づく若者が多いのが現状です。

万引きは、ある意味では心の病気です。体の病気と同じように万引きも予防が第一、次に早期発見、早期治療が肝心です。万引きをした若者がいたら、ただ叱るだけでなく何故そうしたのかを聞いてあげてください。そして、万引きがいけないと自覚できるように、じっくりと話し合ってください。若者のこれからの生活のことを考え、二度と万引きをしないように導くのです。それが、大人の責任であるとは思っています。

万引きは犯罪です。どんなに軽い気持ちでも、遊びのつもりでやったとしても、それが100円程度のものを一つ盗んだだけのことであっても犯罪なのです。たとえ見つからなくても、見つかったら、学校や職場に知られなくても、警察に通報されなかったとしても、あなた自身は自分のしたことを知っています。友達にそそのかされたとか、親が悪いからこうなったとか、そんな言い訳は通用しません。そのことだけは覚えておいてください。

犯罪に手を染めて自分をダメにするのはもったいない。せっかくこの平和な世の中に生まれて、普通に生活ができているのだから、まじめに勉強しなさい。働きなさい。それが自分を大切にすることであり、自分を支えてくれている周囲の人たちを大切にすることなのです。

そして、過去に万引きをしてしまった人、また今でもこっそりと万引きをしている人にも言いたい。人生は必ずやり直せます。投げやりにならず、社会を甘く見ず、自分の足で立って、しっかりと歩いてください。私のしてきた保安員としての活動が、どれほどの人を人間らしい道に戻せたのか、それは分かりません。でも私にとっては多くの若者と接し、彼らを時には励まし、ときには怒鳴ったことは、ムダではなかったと信じています。

人は誰でも例外なしに、いつかは必ずこの世を去るのです。そのとき、「自分は少しは社会の中で意味のある生き方をした」と胸を張って言える人生を歩んでほしい。どんなことでもいいから好きなこと、得意なことで、夢をもって明るく生きてほしい。それが、私から若い皆さんへのメッセージです。



### 【プロフィール】

中村さんは、長年保安員として万引現場で活躍、テレビでもカリスマ保安員として有名な方で、ガンに侵されながらも全国各地で講演を行ったり、著書を出版し、「明日を捨てないで！」と若者に熱いメッセージを送り続けています。

NPO法人 全国万引犯罪防止機構  
普及推進委員 中村 有希

# 刑事・民事上の万引対策

松田大剛法律事務所  
(北海道万引防止ウィーブネットワーク顧問)

弁護士 松田 大剛



## 万引きは犯罪

一般に店舗でこっそり商品を盗んだりすることを「万引き」と呼び、万引きをした者を「万引犯」と呼んだりします。そのため、特に年少者などの中には、万引きについて何かちょっと悪いことをしたという認識しかなく犯罪であることを十分理解していない者すらいます。

しかし、万引きは刑法 235 条に規定されている「窃盗罪」に当たり、その刑は 10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金という重い犯罪の一つです。

しかも、窃盗犯が盗んだ物を取り返されるのを防ごうとしたり、捕まるのを免れようとして暴力を振るったりすることがよくありますが、刑法はそのような事態を予想して、窃盗犯がかかる行為をした場合には強盗罪(事後強盗罪)とする旨規定しています(刑法 238 条)。そして、その暴行により人を怪我させたり、死亡させたりすると、さらに強盗致死傷罪となります(刑法 240 条)。

強盗致死罪は、その刑が死刑又は無期とされ、極めて重い犯罪です。このように万引き＝窃盗はそれ自体重い犯罪ですが、さらに極めて重大な犯罪になりうる危険性を有することを十分理解して、万引犯＝窃盗犯に対応する必要があります。

また、万引きは初発型の犯罪といわれ、犯罪を繰り返してしまう者が最初に犯してしまう犯罪であることが多いのが特徴です。万引きを手始めに、いろいろな犯罪に手を染めてしまう傾向があります。

安全な社会を築くためにも、万引きを軽く見ることなくきちんと対応することが必要となります。

では、以下では、万引被害に遭った場合の店の対応(刑事的対応、民事的対応)と万引犯と誤認してしまった場合の対応について説明していきます。



## 万引犯に対する刑事的対応

- (1) 店が万引犯を見つけて捕まえ、警察に通報するなどして、警察の捜査が始まります。

そして、事件が警察から検察庁に送られた場合は、検察庁も捜査したうえで、起訴するかどうか(裁判するかどうか)を決めます(未成年者の場合は家庭裁判所に送られます)。

起訴された場合には、裁判所で罪かどうか、そしてどのような刑を科すかどうかを決めます。

犯人(起訴されるまでは「被疑者」と呼ばれます)については、逮捕など身柄を拘束される場合もあれば、身柄拘束されない場合もあります。

- (2) 被害に遭ったお店は「通報」、「被害届提出」、「事情説明(事情聴取)」、「現場検証立ち会い」といった形で捜査機関の捜査に協力する必要があります。具体的には、まず警察へ通報し、次に、お店の店長や従業員が犯行等に関する事情を捜査機関に話し、被害届を提出したり、調書を作成してもらいます。

さらに、店舗での現場検証などに立ち会う必要がある場合もあります。この点手間がかかるため、通報を思い止まったりすることも従前はなされてきたようです。しかし、現在、被害届等の書類作成について、できるだけ店側の手間を省く形での運用がなされてきています。



## 万引犯に対する民事的対応（損害賠償）

- (1) 万引きによって、お店が損害を被った場合、万引犯に対し損害賠償請求(民法 709 条)ができます。万引犯が未成年者の場合には、その保護者に対し、損害賠償請求することも可能となります。また、商品が盗まれ返還されなくなった場合や商品が汚れてしまうなどして商品としての価値がなくなってしまった場合には、その商品の価格を損害額とすることができます。
- (2) では、商品自体が無事に返還された場合、損害は生じていないといえるのでしょうか。

結論から言えば、この場合にも損害が生じているといえます。万引犯を捕まえた場合、先ほども述べたとおり、お店としては捜査機関の捜査に協力しなければなりません。例えば、アルバイト従業員が捜査に協力している間、従業員は本来の店の業務ができません。しかし、店はその従業員にアルバイト料を支払わなければなりません。

この場合、店は万引きがあったために、アルバイト従業員を店本来の業務以外に従事させなければならなくなり、その時間に相当するアルバイト料を損害とすることが可能となります。つまり、アルバイト従業員が捜査に協力した時間に相当するアルバイト料を万引犯に請求することが可能となり、金額としては決して大きな金額とはなりませんが、ここまで断固とした態度を貫くことにより、将来の万引発生を抑止する効果は十分あるのではないかと考えられます。

現在、名古屋の書店のなかには、万引犯に対し、事件による従業員や警備員の拘束時間分の人件費等損害賠償請求をしているところもあり、万引きの減少に役立っているようです。実際、東京都の書店では、万引犯を相手取って従業員の人件費、監視要費、万引防止ミラー設置費、弁護士費用等の支払いを求めて損害賠償請求訴訟を起こし、万引犯が弁護士費用を除く金額を支払うことで和解した事例もあります。

## 万引犯と誤認した場合の対応

- (1) 客を万引犯と誤認した場合、すなわち、万引犯だと思って従業員や保安員が声かけしたところ、商品が発見されなかった場合は、店の客に対する損害賠償(慰謝料)の問題となります(民法 709・710 条)。ここで注意しなければならないのは、万引きの証拠を店側が見つけたことができなかった場合には、声かけされた客の店に対する損害賠償請求が認められる可能性が高くなる点です。

かかる事態を確実に回避しようとするれば、商品を盗んでいるところを現実に確認したときのみ声をかけるなど対応を決めておくことが必要となります。

- (2) 次に誤認した場合の対応ですが、まず、万引犯と疑われたことによる損害賠償請求は、名誉を害されたというのが主な理由と考えられます。そして、名誉は、周りに人がいればいるほど害される形となります。誤認したと判断した場合には、できるだけ速やかに事務所等他の客の目につかないところに移動すべきでしょう。

次に、事務所等で客に対し謝罪することが必要となります。現場担当者が謝罪することにより、客が納得する場合も多いと思いますが、状況によっては、責任者が謝罪することが必要となる場合もあります。後日紛糾しないよう誠実に対応することが必要となります。

店側の謝罪に対し、客が慰謝料名目などで金品を要求することも予想されますが、安易に支払う旨約束をすべきではありません。引っかけといって、万引犯と誤認させるような行動をとって保安員に声をかけさせ、お店から慰謝料名目などで金品を要求する者もいると言われています。特に、客がすぐに慰謝料を要求したりする場合にはその疑いがあるといえます。その場で即答せず、誤認に至った経緯などを調査したうえ、回答すべきでしょう。

- (3) 近年省エネルギーへの関心の高さから、エコバックなど客が買い物袋(マイバック)を持参することが奨励されています。そのため商品を盗んだのかどうかははっきりしない事態も予想され、万引犯誤認の問題が増えることも予想されます。

マイバックは店内では折りたたむなどして使用させず、支払い後に利用するといったルールを徹底させるとともに、併せて保安員等の技術向上が大きな課題となるでしょう。



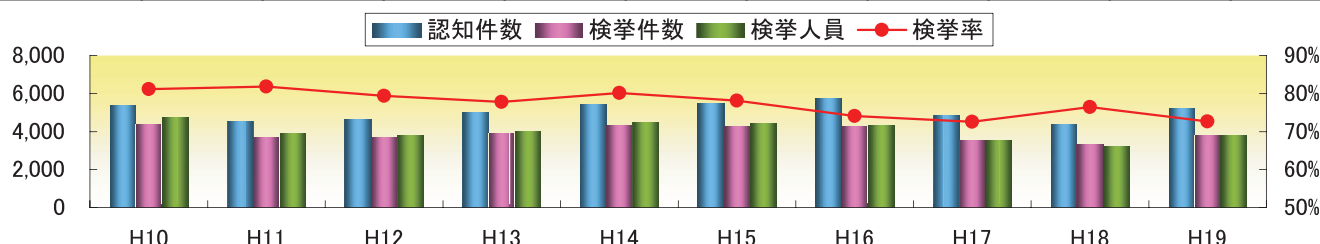
# 北海道における万引事件の概要

犯罪統計から万引きの実態を知り、私たちの取り組みの重要性を再確認しましょう！

## ● 認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率の推移

北海道における万引事件の認知件数、検挙件数、検挙人員をみると、平成10年から平成19年までの10年間で、各統計とも1,000程度の範囲で変動が見られますが、おおむね横ばいとなっています。  
検挙率は、平成11年の81.8%をピークにして以降減少傾向にあり、昨年は72.6%でピーク時に比べ9.2ポイント減少しています。

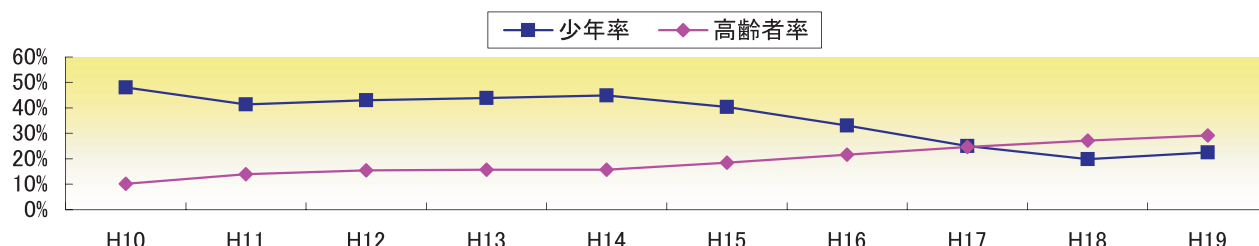
|      | H10   | H11   | H12   | H13   | H14   | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知件数 | 5,374 | 4,524 | 4,631 | 5,016 | 5,411 | 5,470 | 5,727 | 4,865 | 4,357 | 5,221 |
| 検挙件数 | 4,360 | 3,702 | 3,676 | 3,904 | 4,337 | 4,273 | 4,241 | 3,529 | 3,331 | 3,792 |
| 検挙人員 | 4,708 | 3,879 | 3,778 | 3,988 | 4,493 | 4,433 | 4,350 | 3,556 | 3,240 | 3,772 |
| 検挙率  | 81.1% | 81.8% | 79.4% | 77.8% | 80.2% | 78.1% | 74.1% | 72.5% | 76.5% | 72.6% |



## ● 被疑者年齢構成別検挙人員・率の推移

犯人を年齢構成別にみると、少年（14～19歳）の場合、平成19年は851人で平成10年と比較すると1,414人（62.4%）減少しています。高齢者（65歳以上）の場合は、平成19年は1,099人で同年比619人（129.0%）増加しています。その占率をみますと、平成17年までは少年が高齢者を上回っていましたが、翌年以降この傾向が逆転し、平成19年は少年が22.6%、高齢者が29.1%となっています。

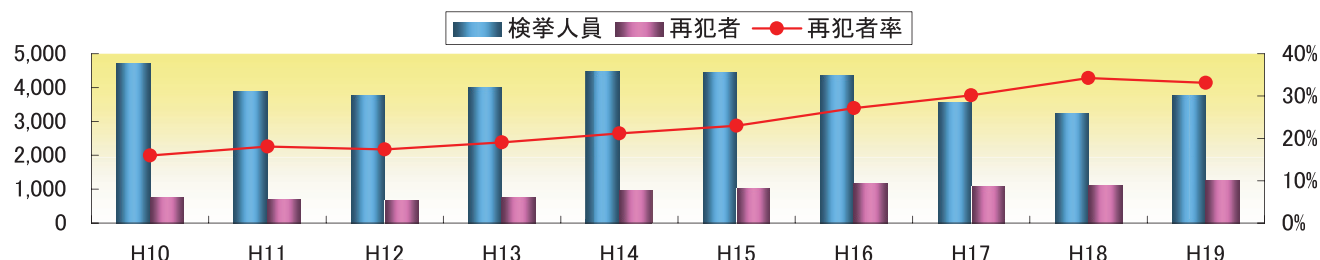
|       | H10   | H11   | H12   | H13   | H14   | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙人員  | 4,708 | 3,879 | 3,778 | 3,988 | 4,493 | 4,433 | 4,350 | 3,556 | 3,240 | 3,772 |
| 少年人員  | 2,265 | 1,603 | 1,625 | 1,749 | 2,016 | 1,790 | 1,439 | 889   | 642   | 851   |
| 少年率   | 48.1% | 41.3% | 43.0% | 43.9% | 44.9% | 40.4% | 33.1% | 25.0% | 19.8% | 22.6% |
| 高齢者人員 | 480   | 542   | 586   | 627   | 704   | 817   | 942   | 878   | 880   | 1,099 |
| 高齢者率  | 10.2% | 14.0% | 15.5% | 15.7% | 15.7% | 18.4% | 21.7% | 24.7% | 27.2% | 29.1% |



## ● 再犯者人員・率の推移

再犯者は、この10年間で増加傾向が著しく、平成19年は1,249人で平成10年と比較すると498人（66.4%）増加しています。その割合についても同様の傾向を示しており、平成19年は33.1%で同年比17.1ポイント上昇しています。

|      | H10   | H11   | H12   | H13   | H14   | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙人員 | 4,708 | 3,879 | 3,778 | 3,988 | 4,493 | 4,433 | 4,350 | 3,556 | 3,240 | 3,772 |
| 再犯者  | 751   | 701   | 658   | 761   | 950   | 1,018 | 1,181 | 1,072 | 1,111 | 1,249 |
| 再犯者率 | 16.0% | 18.1% | 17.4% | 19.1% | 21.1% | 23.0% | 27.1% | 30.1% | 34.3% | 33.1% |

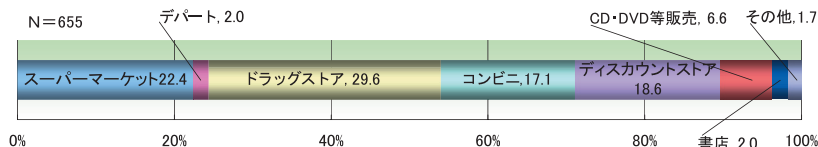


# 「万引きに関するアンケート結果」の概要

道内における年間万引被害の実態は、警察統計の10倍以上の発生、被害総額は数億円に上る！

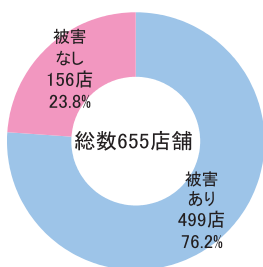
## 調査の概要

- 調査期間  
平成18年9月15日から同年10月6日までの間
- 調査方法・対象  
犯罪統計上の発生場所の割合に準じて業態を無作為抽出し、無記名で回答を求めた。

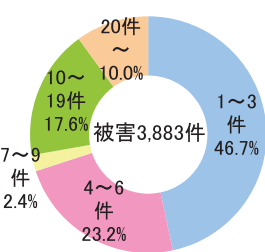


## ● 万引被害件数

調査前1か月間に被害があった店舗



1か月の被害件数

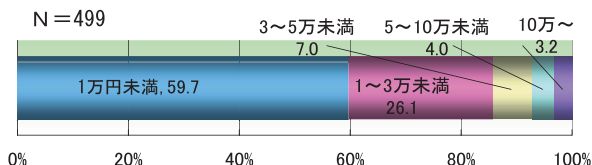


実被害件数の推定

- 1年間に換算すると～約4万6千件
- 道内小売は約4万8千店舗、調査対象とした655店舗の約73倍

- 調査対象を被害が多い業態としたため、実際の発生は、少なくとも警察統計(約5,000件)の10倍以上と推定される。

## ● 万引被害額

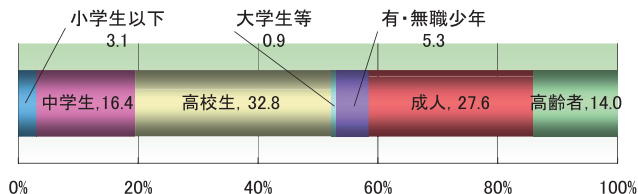


- 499店舗の月被害額～約990万円/月
- 年間被害額～約1億2千万円

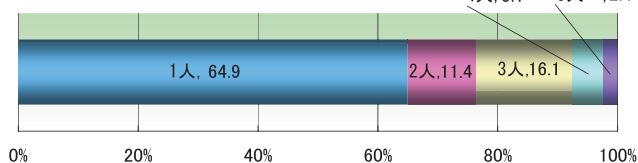
- 道内全小売店に換算すると年間被害額は数億円以上と推定される。

## ● 犯人特徴

- 学職別 N=457(無回答を除く)

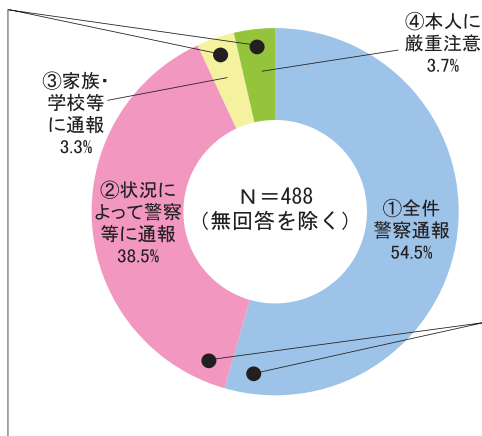


- 犯人の人数 N=490(無回答を除く)

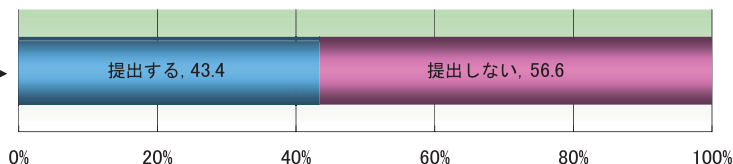


## ● 犯人を捕まえた場合の措置

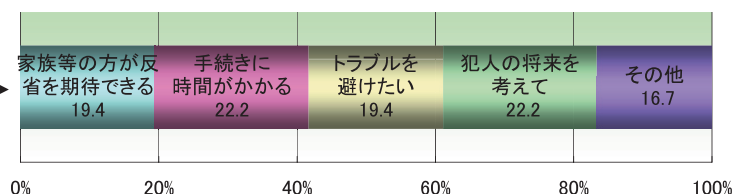
- 犯人を捕まえたときの対応



- 通報した場合の被害届提出 (①、②と回答した店舗) N=410(無回答を除く)



- 警察に通報しない理由 (③、④と回答した店舗) N=36(無回答を除く)



# 「万引犯人の実態」

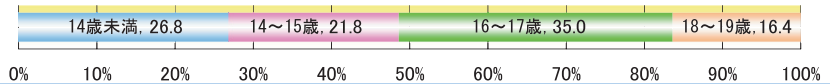
少年・高齢者にかかる万引犯人の実態調査を実施し、犯行動機、

調査の



- 調査の趣旨  
北海道警察では、犯罪抑止のために従来から行われてきた「予防」と「検挙」の両輪のほか、新たに「犯罪を起との合同研究を進めています。  
犯罪脆弱者とは、心身共に未熟な「少年」、生き甲斐などを喪失した「高齢者」、社会復帰が難しい「出所者」道内で検挙された犯人の中から、犯罪脆弱者データを集約し分析した結果を、下記のとおり紹介します。
- 調査期間  
平成17年11月24日から平成18年4月14日までの間
- 調査方法  
犯人を取り調べた捜査官からの聞き取りにより、日常生活状況、生活の満足度、犯行に及んだ動機、社会的支
- 調査対象（関係分）

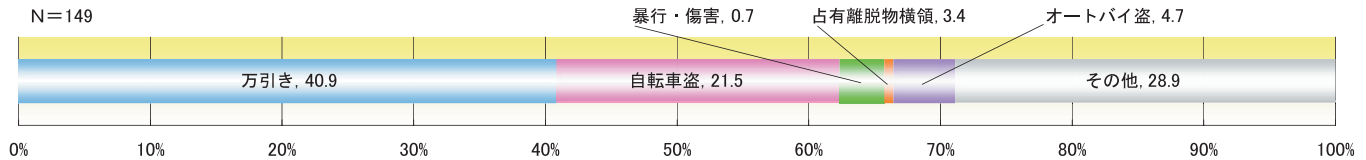
万引少年（220人）



## 万 引 少 年

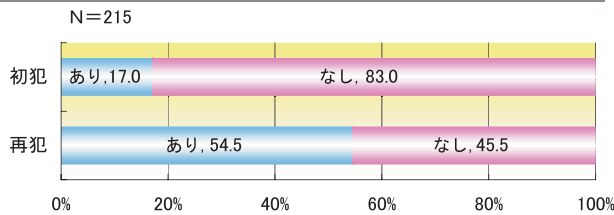
### ● 再犯少年が最初に手を染めた非行

非行歴のある少年を対象に、検挙・未検挙を問わず、最初に手を染めた非行について調査したところ、初発型非行といわれている万引き、自転車盗、占有離脱物横領、オートバイ盗の4罪種・手口が多数を占め、中でも万引きは4割と最も高い数値を示しています（万引少年以外を含む）。



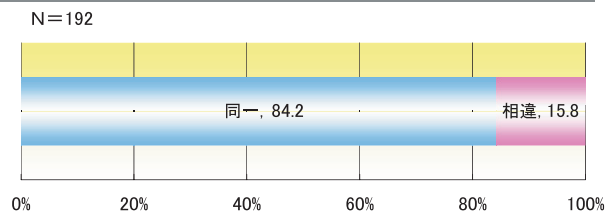
### ● 共犯関係

共犯関係は、計画性の観点で悪質化の指標になります。犯罪を行うという当事者間の意思疎通がまずあって、共犯は成り立つからです。再犯少年は、初犯少年に比べ3倍以上の共犯関係が認められます。



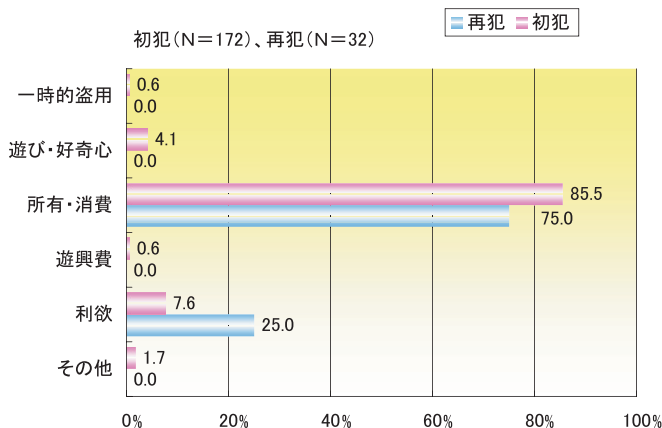
### ● 居住地と非行地の同一性

少年が万引きを犯した非行場所と居住地との関係をみてみると、8割以上が同一市町村で行われています。移動手段が限定されているという側面が推測されます。



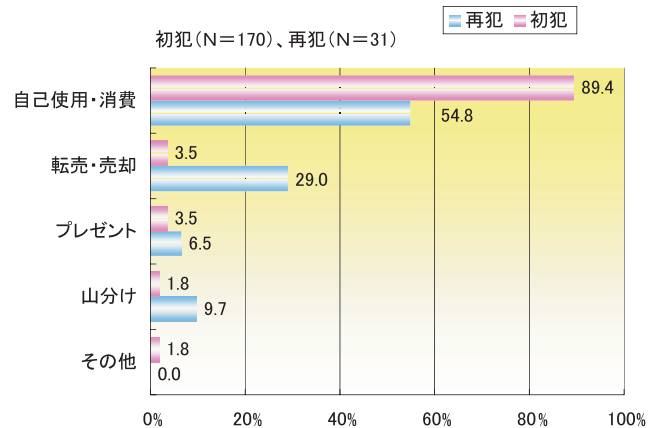
### ● 犯行の動機

初犯・再犯少年ともに、所有・消費目的で万引きを行っています。これは財産犯である万引きの特徴といえるでしょう。両者の違いは、利欲目的の動機の点で再犯者に強い傾向が現れています。



### ● 被害品の処分方法

自己使用・消費をみてみると、初犯少年は9割を占め再犯者よりも高く、自分のために万引きをしていることが窺われます。再犯少年では転売・売却が3割を占め、初犯少年を上回り、悪質性が窺われます。



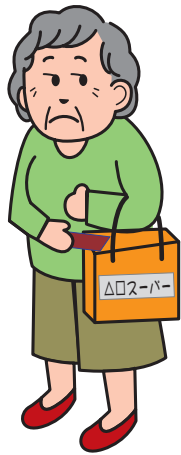
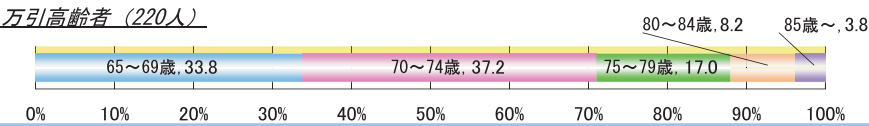
# 調査結果」の概要

目的物、生活実態、犯罪抑止要因等を分析した資料です！

## 概要

こさない、起こさせない対策（犯罪脆弱者対策）」が必要となる時代が到来すると考え、北海道大学教授グループ  
・「薬物乱用者」など、社会環境等次第で不幸な犯罪者となりかねない人々を総称しています。

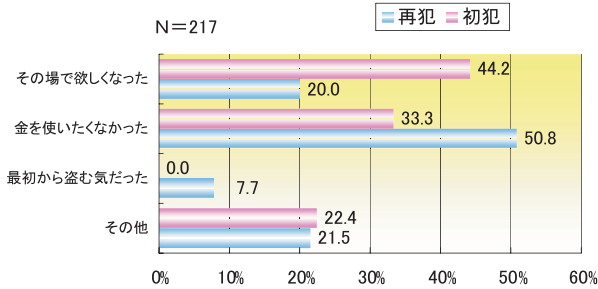
援の必要性など、犯罪統計に反映されない事項を調査した。



## 万 引 高 齢 者

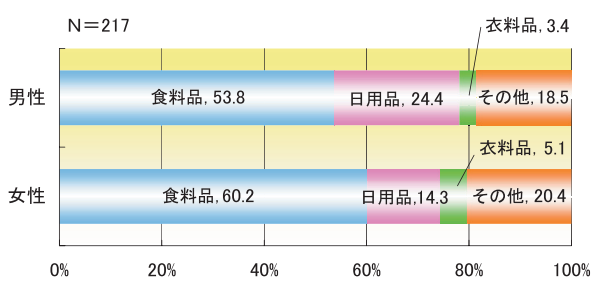
### ● 犯行動機

初犯高齢者は、「その場で欲しくなった」とする衝動的な犯行が最も高い割合を示しています。再犯高齢者は、「金を使いたくなかった」とする割合が初犯高齢者を上回り、動機の相違が現れています。



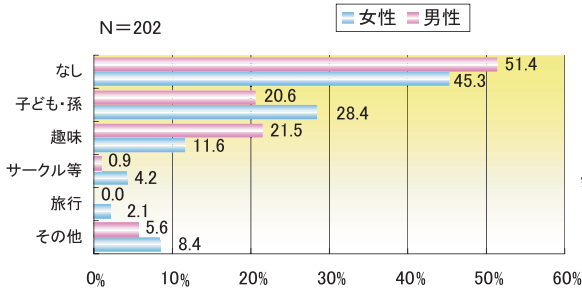
### ● 目的物

目的物は男女とも、食料品、日用品、衣料品で8割を占め、特に食料品が多いのが特徴です。これらは生活する上での基礎的物品であり、万引きの背景に経済的事情が強く関わっていることを窺わせています。



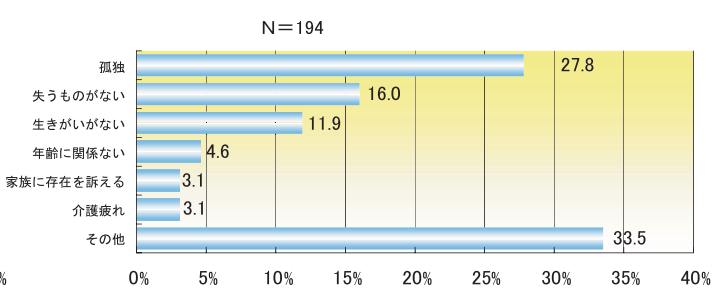
### ● 趣味・楽しみ

高齢者の生活で着目されるのが「生きがい」です。趣味や楽しみを持たない高齢者が約半数となっていますが、残りの半数は「子ども・孫」、「趣味」を中心とした楽しみを持っています。

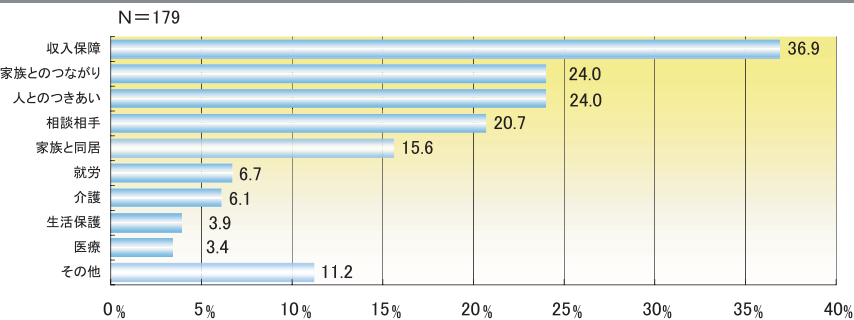


### ● 罪を犯した理由

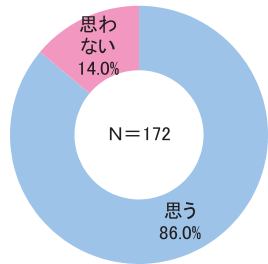
下図は、社会的評価の点で自分には失うものがないという意識が現われていると考えられます。家族・地域といった人間関係のつながりが密であれば、犯罪に手を染めることはなかったのかもかもしれません。



### ● 犯罪の抑止要因



これらの措置が講じられていたら罪を犯さなかったか。





# あなたの知らない万引豆知識

私たちの身近な犯罪「万引き」、意外と知らないことが多いものです！

## 万引きQ&A

**Q** なぜ万引きという言葉がつかわれているのですか？

**A**

語源としては、商品を勝手に間引くことから、「間引き」が転じたのに由来するという説があります。

万引行為(Shoptlifting)が正式に定義されたのは、1698年の英国議会でした。議会は「万引きとは商品を故意に店外に持ち出すこと」と明文化し、同時に「万引きは絞首刑に処する」という法律が制定されましたが、これほど厳しい法律にもかかわらず、万引件数は減ることはなかったといえます。ロンドンでは、犯人を当局に連行した場合、報奨金を出すという法律がありました。



**Q** 防犯カメラと来店客のプライバシーとの関係は？

**A**

プライバシー侵害に関する損害賠償判決例をご紹介しますと、小売店で防犯カメラを設置・録画し、また小売店のオーナーが録画したビデオテープを警察に提供することについて、①万引防止を含めた犯罪防止のためであり、相当な必要性があること、②店舗にカメラ設置の表示があり、県下のカメラ普及率が高いこと、③録画したビデオテープを警察に提供することは、国民として当然の義務であり公益性があること、を理由として原告の控訴を棄却する判決が出されています。

(平成16年4月13日、名古屋地裁)



**Q** 万引きは「現行犯」でしか捕まえられるのですか？

**A**

「万引きは現行犯でしか捕まらない」というのが定説のようですが、そのようなことはありません。「捕まえるのが難しい」ことはそのとおりですが、法律上「捕まえることができない」というわけではありません。

ただし、防犯カメラ映像に万引きの現場が映っていた場合など、その人物が再び来店するようなことがあれば任意に事情を聴くことができますし、警察でも他の証拠を調べ、犯人を特定できれば検挙することができます。

〔注：損害賠償請求等は、刑事手続きとは別に、お店と犯人との間で話し合いを進めていくことになります。〕



**Q** 防犯カメラに映っていた犯人が来店した時の対応は？

**A**

残念ながら、一般人が万引犯人を逮捕できるのは現行犯逮捕に限られています。現行犯逮捕の場合は、犯罪の実行が明らかで、誤認逮捕の危険性が無いので、法は一般人が逮捕権なしに逮捕することを認めています。

ですから、後日、万引犯人が来店したとしても、一般人が許されるのは一切の強制的手段を用いることなく、その犯人を呼び止め、相手の自由意思として事務室等に案内し事情を聴き、警察に通報することくらいです。

犯人の手首を掴むなど強制的に手を下して、その犯人を警察に突き出すことは逮捕に当たるのでできません。



### 北海道万引防止ウィーブネットワーク参加団体

#### 【会員】

日本チェーンストア協会北海道支部  
北海道スーパーマーケット協会  
北海道百貨店協会  
日本ショッピングセンター協会北海道支部  
北海道書店商業組合  
日本レコード商業組合北海道支部  
株式会社ツルハ  
北海道コンビニエンス・ストア等防犯連絡協議会  
北海道商店街振興組合連合会

(以上9団体)

#### 【特別会員】

北海道警備業協会

※順不同

### ●ご協力いただいた団体・企業●

NPO法人 全国万引犯罪防止機構  
高千穂交易株式会社  
株式会社店研創意



《中学校での道徳授業の風景》

## 万引防止アクション・プログラム

発行年月 平成20年（2008年）12月  
編集・発行 北海道万引防止ウィーブネットワーク  
監修 北海道警察

問い合わせ：〒060-8520

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部生活安全企画課

（011）251-0110 内3038